

第42回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

1	新株予約権等の状況	1頁
2	業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要 …	3 頁
;	連結計算書類 連結株主資本等変動計算書······· 連結注記表·······	
4	計算書類	
_	株主資本等変動計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-
1	個別注記表	26頁

本内容は、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.yamada-denki.jp/)に掲載することにより株主の皆様に提供しております。なお、監査役が監査した事業報告と監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、「第42回定時株主総会招集ご通知」に記載された内容と本内容とで構成されております。

株式会社 ヤマダ電機

新株予約権等の状況

① 当事業年度末日における新株予約権の状況

名称	新株予約 権の数	新株予約権の目的とな る株式の種類及び数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使に際し て出資される財産の価額	新株予約権を行使す ることができる期間
2013年度新株予約権 (2013年7月12日発行)	4,595個	普通株式 459,500株 (新株予約権1個に つき100株)	新株予約権と引換 えに金銭の払込み は要しない	1個当たり100円 (1株当たり1円)	2013年7月13日から 2043年7月12日まで
2014年度新株予約権 (2014年7月14日発行)	4,417個	普通株式 441,700株 (新株予約権1個に つき100株)	新株予約権と引換 えに金銭の払込み は要しない	1個当たり100円 (1株当たり1円)	2014年7月15日から 2044年7月14日まで
2015年度新株予約権 (2015年7月13日発行)	6, 160個	普通株式 616,000株 (新株予約権1個に つき100株)	新株予約権と引換 えに金銭の払込み は要しない	1個当たり100円 (1株当たり1円)	2015年7月14日から 2045年7月13日まで
2016年度新株予約権 (2016年7月14日発行)	7,800個	普通株式 780,000株 (新株予約権1個に つき100株)	新株予約権と引換 えに金銭の払込み は要しない	1個当たり100円 (1株当たり1円)	2016年7月15日から 2046年7月14日まで
2017年度新株予約権 (2017年7月14日発行)	7,077個	普通株式 707,700株 (新株予約権1個に つき100株)	新株予約権と引換 えに金銭の払込み は要しない	1個当たり100円 (1株当たり1円)	2017年7月15日から 2047年7月14日まで
2018年度新株予約権 (2018年7月13日発行)	7,741個	普通株式 774,100株 (新株予約権1個に つき100株)	新株予約権と引換 えに金銭の払込み は要しない	1個当たり100円 (1株当たり1円)	2018年7月14日から 2048年7月13日まで

- (注) 1. 上記の新株予約権の権利行使の条件は、以下のとおりとなっております。
 - ・新株予約権者は、上記新株予約権を行使することができる期間内において、当 社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも 喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過 する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
 - 2. 新株予約権者は、上記払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとします。
- ② 当事業年度末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		役員の保有状況		
名称	取締役 (社外取締役を除く)	社外取締役	監査役	
2013年度新株予約権	新株予約権の数 3,979個	新株予約権の数 -個	新株予約権の数 141個	
(2013年7月12日発行)	保有者数 7人	保有者数 -人	保有者数 1人(注)	
2014年度新株予約権	新株予約権の数 3,945個	新株予約権の数 - 個	新株予約権の数 - 個	
(2014年7月14日発行)	保有者数 7人	保有者数 - 人	保有者数 - 人	
2015年度新株予約権	新株予約権の数 5,935個	新株予約権の数 - 個	新株予約権の数 - 個	
(2015年7月13日発行)	保有者数 7人	保有者数 - 人	保有者数 - 人	
2016年度新株予約権	新株予約権の数 7,556個	新株予約権の数 - 個	新株予約権の数 - 個	
(2016年7月14日発行)	保有者数 10人	保有者数 - 人	保有者数 - 人	
2017年度新株予約権	新株予約権の数 6,964個	新株予約権の数 - 個	新株予約権の数 - 個	
(2017年7月14日発行)	保有者数 10人	保有者数 - 人	保有者数 - 人	
2018年度新株予約権	新株予約権の数 7,741個	新株予約権の数 - 個	新株予約権の数 - 個	
(2018年7月13日発行)	保有者数 13人	保有者数 - 人	保有者数 - 人	

(注) 取締役の地位にあったときに交付されたものであります。

③ 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の 状況 該当事項はありません。

④ その他の新株予約権等の状況 2014年5月27日開催の取締役会決議に基づき発行した2019年満期ユーロ円建 取得条項付転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

	2019年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債			
	(2014年6月12日発行)			
新株予約権の数(個)	10, 000			
新株予約権の目的となる 株式の種類	普通株式			
新株予約権の目的となる 株式の数	行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除して得られ る最大整数とする。			
新株予約権の発行価額	無償			
新株予約権の行使期間	自 2014年6月26日 至 2019年6月14日			
新株予約権の行使により 株式を発行する場合の株 式の発行価格及び資本組 入額(円)	発行価格 520.0 資本組入額 260			
新株予約権の行使条件	2019年3月28日までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期の 最後の取引日に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終 値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%を超え た場合に限って、翌四半期の初日から末日までの期間において、本 新株予約権を行使することができる。また、新株予約権の一部行使 はできないものとする。			
新株予約権の譲渡に関す る事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであ り、本社債からの分離譲渡はできない。			
新株予約権付社債の残高 (百万円)	100, 016			

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制及びその運用状況についての概要は以下のとおりであります。(最終改定 2019年5月13日)

【業務の適正を確保するための体制】

- 1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① コンプライアンス委員会

コンプライアンス担当取締役は、コンプライアンス委員会を組織し、企業の倫理方針、法令等遵守の基本方針及び遵守基準(コンプライアンス規程)を策定し、これに基づき取締役及び従業員が法令・定款及び当社の就業規則等を遵守した行動をとるための行動規範を定める。

また、その徹底を図るため、同委員会を中心に、取締役及び使用人に教育等を行う。これらの活動は、定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。

② CSR委員会の設置

企業の持つ社会的責任の意義を十分認識し、経営方針としてCSR経営を 実践するため、CSR委員会を設置し、CSR倫理綱領を基に、コンプライ アンス、労働、顧客満足、地域社会、環境問題等に対し取り組みを進め、各 分科会にて進行状況の確認を行う。

③ 内部通報制度

取締役及び使用人の職務執行について、法令上疑義のある事実を知った者は、その役職を問わず、内部通報制度運用規程に従い、内部通報受付機関に直接通報を行う。コンプライアンス委員会は、内部通報制度の存在の周知に努める。

④ 内部監査室

内部監査室は業務執行部門から独立し、各部署の適法性内部監査、ISM S監査、情報システム監査、情報セキュリティー監査、個人情報保護監査等 を行い、各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止とプロセスの 改善に努める。

- 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 情報保存管理責任者

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき、総務担当の取締役を 責任者として、文書管理・取扱規程に従い、次の各号に定める文書(電磁的 記録を含むものとする。)を関連資料と共に保存する。

- イ 株主総会議事録
- 口 取締役会議事録
- ハ 計算書類
- ニ 稟議書
- ホ 各委員会議事録
- へ その他文書管理・取扱規程に定める文書
- ② 文書管理・取扱規程の改定 文書管理・取扱規程を改定する場合には、取締役会の承認を得るものとす る。
- ③ 個人情報保護及び営業秘密管理に関連する規程を整備し、個人情報及び重要な営業秘密を適切かつ安全に保存、管理する。
- 3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - ① リスク管理基本規程

リスク管理担当取締役は、リスク管理委員会を組織し、リスク管理基本規程の策定にあたる。同規程においてリスクを類型化し、具体的なリスク管理体制を整える。

② 災害時の危機管理体制

リスク管理担当取締役は災害対処対策マニュアルを作成し、これに従って 危機管理体制を整備する。リスク管理担当取締役は、同マニュアルの周知に 努め、災害対策についての教育を行う。

4. 取締役の職務に効率性の確保が図られるための体制

取締役会(又は代表取締役)は、取締役の職務分担や各部門の職務分掌・権限の付与を決定するにあたっては、間接部門の肥大化、管理部門の重複、権限の錯綜等、著しく効率性を害するものとならないよう留意して決定する。

- 5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の 適正を確保するための体制
 - ① 関係会社支援室を設置し、子会社の経営及び業績を管理するとともに、業務の適正を確保する体制を構築する。
 - ② 子会社の業務執行は、関係会社基本規約及び各社における社内規程に従う ものとし、規約・規程については随時見直しを行う。
 - ③ 子会社の業績・予算管理を適正化するため、関係会社月次検討会を開催して中期経営計画及び年次予算計画に基づき子会社全体の業績・予算管理を 実施し、重要な子会社との間では、さらに関係会社会議を毎週実施する。
 - ④ 内部監査室は、必要と認めるときは、子会社の業務に関する内部監査について監査を実施することができる。
- 6. 子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
 - ① 子会社の経営の自主性を尊重しつつ、関係会社基本規約により報告の手続、 内容を定め、報告事項に対し適切な指導・助言を行う。
 - ② 毎月関係会社報告会を実施し、経営状況及び財務状況について報告を受け、子会社業務の適正を確保する。
- 7. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 関係会社基本規約に基づき、当社のリスク管理基本規程を子会社に周知・ 徹底する。
 - ② 全子会社から、コンプライアンス状況確認表等により毎週リスク管理状況の報告を受ける。
 - ③ 各子会社は、リスク管理の基本方針を定める。
 - ④ 関係会社支援室は子会社から損失の危険に関する報告を受けた場合、事実 関係を調査の上、リスク管理担当取締役にこれを報告する。

- 8. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社取締役会は、子会社を含めた中期経営計画及び中長期経営戦略を策定 し、それに基づく主要経営目標の設定やその進捗について子会社と連携を 図る。
 - ② 子会社の決裁事項について、関係会社基本規約に事項別手続を定め、意思 決定の効率化を図る。
- 9. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 毎週コンプライアンス状況確認表により子会社の状況を確認し、必要に応じてコンプライアンス委員会に報告する。
 - ② 法令・定款違反等を未然に防止する体制として、当社の内部通報制度を共有する。また、法令・定款違反等に基づく懲戒処分の状況については報告を受ける。
 - ③ 当社の取締役及び監査役又は使用人に子会社の監査役を兼務させ、子会社の監査役と連携して取締役及び使用人の職務執行の適法性を監査する。
- 10. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該 使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ① 補助使用人の配置 取締役は、監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められ た場合は、監査役と協議の上必要な組織改定並びに人事異動を行う。
 - ② 補助使用人の職務 補助使用人は、監査役付の発令を受け、指揮命令に従い監査役業務の補助 及び監査役会運営の補助を行う。
 - ③ 補助使用人の独立性
 - イ 補助使用人は、監査役からの指揮命令の下で、取締役以下補助使用人の 属する組織の上長等の指揮命令を受けない。
 - ロ 業務遂行にあたっては監査上必要な情報全てを集約できるものとする。
 - ハ 補助使用人の人事異動(異動先を含む)・人事評価・懲戒処分について、監 査役の同意を要するものとする。

- 11. 監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ① 指揮命令権

監査役は、その職務を補助するために使用人に対し監査業務に必要な事項を命令することができる。

② 協力体制

当該使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。また、兼務する他部署の上長及び取締役は、当該業務の遂行にあたって要請があった場合は必要な支援を行う。

- 12. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ① 取締役の報告義務

取締役は、他の取締役又は使用人の業務につき法令に違反する事実、会社 に著しく損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、監査役に対して 当該事実を速やかに報告しなければならない。

② 使用人の報告権

使用人は、取締役又は他の使用人の業務につき法令に違反する事実、会社に著しく損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、監査役に対して 当該事実を報告することができる。

③ 内部通報

内部通報制度運用規程に基づき、内部通報受付機関は、監査役に対し、内部通報状況を監査役に報告する。

- 13. 子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
 - ① 子会社の取締役及び使用人は、子会社に著しい損害を及ぼす事実若しくは そのおそれのある事実又は子会社における法令、定款又は社内規程に違反 する重大な事実等を発見した場合、直ちに当社の関係会社支援室に報告す る。

- ② 子会社の取締役から報告を受けた事項について、当社の関係会社支援室が 当社の監査役に報告するべき事項は、当社の子会社担当役員と監査役との 協議により決定した事項とする。
- 14. 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けない ことを確保するための体制
 - ① 監査役に対して前項の報告を行ったことを理由として、当該報告者は何ら 不利益な取扱いを受けないものとする。
 - ② 報告者の異動、人事評価及び懲戒等において、通報の事実を考慮すること はできず、報告者は異動、人事評価及び懲戒等の理由の調査を監査役に依 頼できる。
- 15. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ① 予算の提示 監査役会は、職務上必要と認める費用について、予め予算を会社に提示する。
 - ② 費用等の請求

監査役等がその職務執行について、次に掲げる請求をしたときは、取締役は当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務執行に必要でないことを 証明した場合を除き、これを拒むことができない。

- イ 費用の前払いの請求
- ロ 支出をした費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求
- ハ 負担した債務の債権者に対する弁済(当該債務が弁済期にない場合にあっては、相当の担保の提供)の請求
- 16. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 監査役は、内部監査室の実施する年次計画について事前に説明を受け、そ の修正等を求めることができる。また、内部監査実施状況について適宜報告 を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策等を求め ることができる。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

1. コンプライアンスに対する取り組み

コンプライアンス委員会を毎月1回、コンプライアンス分科会を毎週開催 し、コンプライアンス意識向上のため毎月テーマを定めた上、役員・従業員 に対する定期的な研修を実施しました。

2. リスク管理に対する取り組み

取締役参加の下で毎月1回リスク管理委員会を開催し、リスクの洗い出し、 コントロールに努めました。また、大規模災害を想定した防災訓練を年2回 全社的に実施し、防災意識の向上を図りました。

3. 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取り組み

毎週1回経営幹部の参加する経営会議を開催し、迅速な意思決定及び効率 的な業務執行に努めました。

4. 監査役の職務の執行

常勤監査役1名を配置した上で適切な監査を実施する体制を整備しました。 常勤監査役は取締役会、経営会議をはじめとする重要な社内会議に参加し適 切な意見を述べるとともに、内部監査室等の関連部署と連携して会社の重要 情報を把握、共有し、監査の実効性確保に努めました。

5. 子会社における適切なコンプライアンス、リスク管理、職務執行の適正及び 効率性の確保に対する取り組み

子会社と中期経営計画及び中長期経営戦略に基づく目標、方針を共有する とともに、関係会社支援室において子会社の性質に応じ業績、予算管理について定期的に会議を開催し進捗を把握しました。

関係会社支援室において各子会社よりコンプライアンス報告を受け、定期 的にコンプライアンス委員会に報告しました。

各子会社においてリスク管理の基本方針を定めており、関係会社支援室に 報告を行っております。

当社の監査役が子会社の監査役を兼務するとともに関係会社支援室より定期的な報告を受け、経営状況その他必要な情報を収集しました。

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から) (2019年3月31日まで)

(単位:百万円)

				株	主 資	本	
	資	本	金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高		71,	058	84, 608	500, 164	△73, 704	582, 127
当連結会計年度変動額							
剰余金の配当					△10, 404		△10, 404
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					14, 692		14, 692
自己株式の取得						∆3	△3
自己株式の処分				0		0	0
合併による減少					△751		△751
連結子会社株式の取得による持分の増減				△5, 205		5, 755	550
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)							
当連結会計年度変動額合計			-	△5, 205	3, 536	5, 751	4, 083
当連結会計年度末残高		71,	058	79, 403	503, 700	△67, 952	586, 210

	7	の他の包打	舌利 益累計				
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	新株予約権	非 支 配 株主持分	純資産合計
当連結会計年度期首残高	1, 854	△814	2, 351	3, 391	1, 153	2, 068	588, 740
当連結会計年度変動額							
剰余金の配当							△10, 404
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							14, 692
自己株式の取得							△3
自己株式の処分							0
合併による減少							△751
連結子会社株式の取得による持分の増減							550
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)	△1, 314	1, 127	△931	△1, 118	340	△452	△1, 230
当連結会計年度変動額合計	△1,314	1, 127	△931	△1,118	340	△452	2, 852
当連結会計年度末残高	539	312	1, 420	2, 273	1, 493	1,616	591, 593

⁽注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

- 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
 - (1) 連結の範囲に関する事項
 - ① 連結子会社の状況
 - 連結子会社の数
 - 主要な連結子会社の名称

29社

株式会社沖縄ヤマダ電機

株式会社シー・アイ・シー

インバースネット株式会社

コスモス・ベリーズ株式会社

株式会社マツヤデンキ

株式会社星電社

株式会社ヤマダフィナンシャル

株式会社九州テックランド

株式会社Project White

株式会社ワイズセレクト

株式会社ヤマダホームズ(2018年10月1日付で 株式会社ヤマダ・エスバイエルホームより商号

変更)

株式会社コングロ (2019年2月1日付でコングロエンジニアリング株式会社より商号変更)

エースホーム株式会社

株式会社ベスト電器

株式会社ベストクレジットサービス

株式会社Ⅰ・スタッフ

株式会社ベストサービス

株式会社ビー・ピー・シー

株式会社リペア・デポ

株式会社黒川デンキ

株式会社ハウステック

日化メンテナンス株式会社

中部日化サービス株式会社

山田雷機 (瀋陽) 商業有限公司

山田電機 (中国) 投資有限公司

BEST DENKI MALAYSIA SDN. BHD.

BEST DENKT (SINGAPORE) PTE, LTD.

YAMADA TECHNOLOGY CORPORATION (2018年12月13日付でNAKAYAMA TECHNOLOGY CORPORATIONより

商号変更)

NAKAYAMA RESOURCES & DEV'T. CORP.

② 非連結子会社の状況

・主要な非連結子会社の名称 株式会社ワイ・ジャスト

株式会社テス

株式会社群馬総合設備

東金属株式会社

株式会社ヤマダファイナンスサービス

株式会社ヤマダトレーディング

株式会社ヤマダ不動産

株式会社ヤマダ少額短期保険(2018年10月1日 付でパーソナル少額短期保険株式会社より商号 恋更)

株式会社ヤマダライフ保険

株式会社家守りホールディングス

・ 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、総資 産、売上高、当期純捐益(持分に見合う額)及 び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれ も連結計算書類に重要な影響を及ぼしていない ためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

・持分法適用の関連会社数 2社

株式会社ストリーム

・主要な会社等の名称 ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

主要な会社等の名称 株式会社ワイ・ジャスト

株式会社テス

株式会社群馬総合設備

東金属株式会社

株式会社ヤマダファイナンスサービス

株式会社ヤマダトレーディング

Y. U-mobile株式会社

株式会社ヤマダ不動産

株式会社ヤマダ少額短期保険

株式会社ヤマダライフ保険

株式会社家守りホールディングス

ソーシャルモビリティ株式会社

・持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益(持 分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う 額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体 としても重要性がないため持分法の適用から除 外しております。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項 連結の範囲の変更

株式会社ナカヤマは、2018年4月1日付で当社を存続会社とする吸収合併を行ったため、連結の範囲から除外しております。また、株式会社ヤマダ・エスバイエルホーム、株式会社ヤマダ・ウッドハウス、ハウジングワークス株式会社及びエス・バイ・エル住工株式会社は、2018年10月1日付で株式会社ヤマダ・エスバイエルホームを存続会社とする4社合併を行ったため、消滅会社3社を連結の範囲から除外しております。なお、2018年10月1日付で、合併後の存続会社の商号を株式会社ヤマダホームズに変更いたしました。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、海外の連結子会社6社の事業年度の末日は12月31日であり、その他の連結子会社23社の事業年度の末日は2月28日であります。連結計算書類の作成に当たってはそれぞれの事業年度の末日現在の計算書類を使用しておりますが、それぞれの事業年度の末日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引につきましては、連結上必要な調整を行っております。

- (5) 会計方針に関する事項
 - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。

- ロ. その他有価証券
 - 時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。 なお、投資事業有限責任組合及びそれに類す る組合への出資(金融商品取引法第2条第2 項により有価証券とみなされるもの)につい ては、組合契約に規定される決算報告日に応 じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持 分相当額を純額で取り込む方法によっており ます。

ハ. デリバティブ

時価法によっております。

ニ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

当社及び連結子会社は、主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

(賃貸不動産を含む、

リース資産を除く)

当社及び連結子会社は主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 す。

建物及び構築物 2年から47年

ロ. 無形固定資産 (リース資産を除く)

ハ. リース資産

二. 長期前払費用

- ③ 重要な引当金の計上基準 イ. 貸倒引当金
 - 口. 當与引当金
 - ハ. 役員賞与引当金
 - ニ. ポイント引当金
 - ホ. 完成工事補償引当金

- へ. 関係会社整理損失引当金
- 卜. 役員退職慰労引当金

当社及び連結子会社は定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、 社内における利用可能期間 (5年) に基づく 定額法によっております。

当社及び連結子会社は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお一部の連結子会社は、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

定額法によっております。

当社及び連結子会社は債権の貸倒による損失 に備えるため、一般債権については貸倒実績 率により、貸倒懸念債権等特定の債権につい ては個別に回収可能性を勘案し、回収不能見 込額を計上しております。

当社及び一部の連結子会社は、従業員の賞与 支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当 連結会計年度に負担すべき額を計上しており ます。

当社及び一部の連結子会社は、役員への賞与 の支給に備えて、賞与支給見込額の当連結会 計年度負担額を計上しております。

当社及び当社と同様の事業を営む連結子会社 は、顧客に付与したポイント使用に備えるた め、将来行使されると見込まれる額を計上し ております。

一部の連結子会社は、引渡済建物の瑕疵担保 責任に基づく補償費及びアフターサービス補 修費の支出に備えるため、完成工事高及び分 譲用建物売上高に過去の一定期間における瑕 疵担保責任に基づく補償費及びアフターサー ビス補修費の実績から算出した実績率を乗じ た発生見込額を計上しております。

一部の連結子会社は、関係会社の整理に伴う 損失に備えるため、当該損失見込額を計上しております。

一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支 出に備えるため、内規に基づく当連結会計年 度末要支給額を計上しております。 チ. 商品保証引当金

当社及び当社と同様の事業を営む連結子会社 は、販売した商品の保証に関わる将来の修理 費用の支払いに備えるため、過去の修理実績 に基づき翌連結会計年度以降の修理費用見込 額を計上しております。

リ. 利息返還捐失引当金

一部の連結子会社は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息部分について、顧客からの返還請求発生見込額を計上しております。一部の連結子会社は、一定期間経過後に収益計上した未回収の商品券等が将来回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。

ヌ. 商品券等回収引当金

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの 期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

一部の連結子会社は退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付 に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用し ております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として5年)による定額法により按分した額を発生時から費用処理しております。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以 内の一定の年数(主として5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生 の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

ハ. ヘッジ方針

繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、 金利スワップ取引のうち、適用要件を満たす ものについては特例処理によっております。 (ヘッジ手段)

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

金利関連…金利スワップ取引

(ヘッジ対象)

金利関連…長期借入金

金利スワップ取引は、金利の市場変動リスク に晒されている資産・負債に係るリスクをヘ ッジする目的で行っております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その

変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の判定は省略しております。

⑥ 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

イ. 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事 工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価

比例法)

ロ. その他の工事

工事完成基準

⑦ のれんの償却方法及び償却期間

発生年度から5~15年間で均等償却しております。

⑧ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

- 2. 表示方法の変更に関する注記
 - (「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

- 3. 連結貸借対照表に関する注記
 - (1) 担保に供している資産

十地

57百万円

土地については、一部の連結子会社で、顧客の住宅ローン29百万円を担保するための物上保証に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

299,800百万円

- (3) 過年度において、電源過疎地域等企業立地促進事業費補助金の受入れにより、建物104百万円、その他有形固定資産3百万円、計107百万円の圧縮記帳を行っております。
- (4) 偶発債務
 - ① 信販会社等に対する売掛金1.951百万円を債権譲渡しております。
 - ② 住宅購入者等のための保証債務

4,110百万円

③ その他

332百万円

(5) 受取手形割引高

710百万円

(6) コミットメントライン (融資枠) 契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関7社とコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

総貸付極度額

50,000百万円 一百万円

借入実行残高

50,000百万円

差引額

- 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記
 - (1) 発行済株式の総数に関する事項

	株	式の	り種	類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
Ι	普	通	株	式	966, 489千株	-千株	-千株	966, 489千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株	式の	り種	類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普	通	株	式	166, 136千株	6千株	12,973千株	153, 169千株

- (注)自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り5千株及び株式交換による1株に満たない端数の処理に伴う自己株式の買取り1千株であります。また、自己株式の数の減少は、株式交換による減少12,972千株及び単元未満株式の買増し1千株であります。
 - (3) 剰余金の配当に関する事項
 - ① 配当金支払額等

2018年6月28日開催の第41回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額 10,404百万円

・1株当たり配当金額 13円

・基準日 2018年3月31日 ・効力発生日 2018年6月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの 2019年6月27日開催予定の第42回定時株主総会において次のとおり付議いた

します。

・配当金の総額 10,573百万円

1株当たり配当金額 13円

・配当の原資 利益剰余金・基準日 2019年3月31日・効力発生日 2019年6月28日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

会	社	名	株式会社ヤマダ電機	株式会社ヤマダ電機	
内		容	2019年満期ユーロ円建取得条項付 転換社債型新株予約権付社債分	ストックオプションとしての 新 株 予 約 権	
目的となる株式の種類		ま式の種類 普通株式		普通株式	
目的となる株式の数		」となる株式の数 192,307,692株		3,779,000株	
新株	新株予約権の残高		_	1,493百万円	

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を調達(主に銀行借入や 社債発行)しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、ま た、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

営業債権及び長期貸付金については、各事業部門が定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を 把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しておりま す。

デリバティブは、リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日(当連結会計年度の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません ((注) 2. 参照)。

(単位:百万円)

	連結貸借対照 表 計 上 額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	51,681	51, 681	_
(2) 受取手形及び売掛金	62, 848		
貸倒引当金(*1)	△139		
	62, 708	62, 708	_
(3) 投資有価証券(*2)			
その他有価証券	6, 378	6,600	221
(4) 差入保証金 (1年内回収予定のものを含む) (*3)	83, 013		
貸倒引当金(*1)	△34	05.000	0.054
	82, 979	85, 933	2, 954
資産計	203, 748	206, 924	3, 175
(5) 支払手形及び買掛金	114, 006	114, 006	_
(6) 短期借入金	95, 930	95, 930	_
(7)1年内償還予定の社債	100, 016	99, 858	△158
(8) 長期借入金(1年内返済予定のものを含む)	107, 579	107, 424	△154
負債計	417, 531	417, 219	△312
(9) デリバティブ取引(*4)			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	10	10	_
②ヘッジ会計が適用されているもの	_	_	_
デリバティブ取引計	10	10	_

- (*1) 受取手形及び売掛金、差入保証金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。
- (*2) 投資有価証券には、持分法適用の上場関連会社株式を含めており、差額は当該株式の時価評価によるものであります。
- (*3) 一部の連結子会社が保証金として供託している国債が含まれております。
- (*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の 債務となる項目については、()で示しております。
- (注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 資産
 - (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金 これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4) 差入保証金

これらの時価について、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 1年内償還予定の社債

当社の発行する1年内償還予定の社債の時価は、元金を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に 想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。

変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記

- (9) 参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の 新規借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する 方法によっております。
- (9) デリバティブ取引
 - ①ヘッジ会計が適用されていないもの

当社は、為替予約取引を利用しており、時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

②ヘッジ会計が適用されているもの

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しています(上記(8)参照)。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額(百万円)
投資有価証券(*1)	
(1) 子会社株式及び関連会社株式	
子会社株式	1, 562
関連会社株式	132
(2) その他有価証券	
非上場株式	1, 324
投資事業組合出資(*2)	0
差入保証金(*3)	17, 938

(*1) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(3) 投資 有価証券」には含めておりません。

- (*2) 投資事業組合出資については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが 極めて困難と認められているもので構成されていることから、時価開示の対象と しておりません。
- (*3) 償還予定が合理的に見積れず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(4) 差入保証金」には含めておりません。
- 6. 賃貸等不動産に関する注記 総額に重要性が乏しいため記載しておりません。
- 7. 1株当たり情報に関する注記
 - (1) 1株当たり純資産額

(2) 1株当たり当期純利益

723円55銭

18円18銭

- 8. 重要な後発事象に関する注記 該当事項はありません。
- 9. その他の注記

(減損損失)

当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
愛知県 他	営業店舗、事業用資産	建物及び構築物、土地、リース資産、その他有形固定資産、その他
奈良県 他	転貸店舗、賃貸用資産	建物及び構築物、リース資産、その他有形固定資産、そ の他
_	その他	のれん

当連結グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として主として店舗 及び事業所を基本単位とし、また転貸店舗、賃貸用資産及び遊休資産については物 件単位毎にグルーピングしております。なお、無形固定資産に含まれるのれんにつ いては、管理会計上の区分に従った事業を基準とし、一部の連結子会社については、 会社単位を基準としてグルーピングを行っております。この他に、本社・工場等に ついては独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としてグ ルーピングしております。営業活動から生じる捐益が継続してマイナスで、資産グ ループの固定資産簿価を全額回収できる可能性が低いと判断した店舗資産、事業用 資産、遊休資産、転貸資産、賃貸用資産及び共用資産については、当該資産グルー プの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(9,965百万円)と して特別損失に計上しました。その内訳は、「建物及び構築物」3,124百万円、「土 地」62百万円、「リース資産」649百万円、「その他有形固定資産」599百万円、「無 形固定資産 | 5,208百万円、「その他投資その他の資産 | 320百万円であります。な お、当該資産グループの回収可能価額は主に正味売却価額により測定しており、固 定資産税評価額等を基に評価し、リース資産、のれんを除く無形固定資産及びその 他投資その他の資産については、正味売却価額を零として評価していますが、無形 固定資産に含まれるのれんの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キ ャッシュ・フローを主として8.1%で割り引いて算出しています。

(企業結合関係)

共通支配下の取引等

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2018年2月25日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社ナカヤマを吸収合併することを決議し、2018年4月1日付で吸収合併いたしました。

- (1) 取引の概要
- (イ) 結合当事企業の名称及び当該事業の内容

結合当事企業の名称 株式会社ナカヤマ

事業の内容 住宅リフォーム事業、建築設計管理事業、住宅建材 製造事業、設備機器製造事業、CG/CADサービ

ス事業 等

(口) 企業結合日

2018年4月1日

(ハ) 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、株式会社ナカヤマを吸収合併消滅会社とする吸収合併方式

(二) 結合後企業の名称

株式会社ヤマダ電機

(ホ) その他取引の概要に関する事項

当社グループは、少子高齢化、人口減、ネット社会の浸透等、大きな社会ニーズの変化の中、将来における持続的成長、発展のため、家電をコアに生活インフラとしての「住宅まるごと」提案を新たな事業の柱の一つと位置付け、新業態店舗等の展開を行っております。株式会社ナカヤマは、リフォーム専業メーカーとして、商品の開発から製造、販売、施工、アフターサービスまで一貫して行ってまいりました。本合併は、2017年11月30日の株式取得後、株式会社ナカヤマと新業態店舗等の融合、本社機能や各種インフラの統合等を通じ、より一層のグループ経営の効率化と事業基盤、営業戦略の強化を図ることを目的として決定したものであります。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(株式交換による株式会社ヤマダ・エスバイエルホームの完全子会社化)

当社は、2018年6月15日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会 社、株式会社ヤマダ・エスバイエルホーム(以下「エスバイエル」といいます。) を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、2018年9月1日付で 本株式交換を実施いたしました。

(1) 取引の概要

(イ) 対象となった企業の名称及びその事業の内容

企業の名称 株式会社ヤマダ・エスバイエルホーム

事業の内容 住宅事業、リフォーム事業、不動産賃貸事業、その他

- (ロ) 企業結合日 2018年9月1日
- (ハ) 企業結合の法的形式 株式交換
- (二) 結合後企業の名称 名称変更はありません。
- (ホ) その他取引の概要に関する事項

経営資源の集約によるバリューチェーンの最適化と最大化、グループー体運営による一層のシナジー効果の発揮を目的としております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号)に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

(3) 子会社株式の追加取得に関する事項

(イ) 取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価(当社普通株式)

7,147百万円

取得原価

7,147百万円

(ロ) 株式の種類及び交換比率並びに交付株式数

	当社(株式交換 完全親会社)	エスバイエル (株式交 換完全子会社)
本株式交換比率	1	0. 132
本株式交換により 交付した株式数	普通株式 1	2, 972, 642株

ただし、当社が保有するエスバイエル株式105,650,000株については、本株式交換による株式の割当ては行っておりません。なお、交付する株式は、全て当社が保有する自己株式を充当しております。

(ハ) 株式交換比率の算定方法

当社及びエスバイエルは、本株式交換比率その他本株式交換の公正性・妥当性を確保するため、それぞれ個別に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社は野村證券株式会社を、エスバイエルはみずほ証券株式会社を、それぞれの第三者算定機関として選定いたしました。

当社及びエスバイエルは、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で株式交換比率について交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、当社及びエスバイエルは、本株式交換比率はそれぞれの株主の皆様にとって妥当であるとの判断に至ったため、2018年6月15日に開催された両社の取締役会において本株式交換比率により本株式交換を行うことを決定いたしました。

- (4) 非支配株主との取引に係る当社グループの持分変動に関する事項
- (イ) 資本剰余金の主な変動要因 子会社株式の追加取得
- (ロ) 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額 5,369百万円

(連結子会社間の吸収合併)

当社連結子会社である株式会社ヤマダ・エスバイエルホーム、株式会社ヤマダ・ウッドハウス、ハウジングワークス株式会社及びエス・バイ・エル住工株式会社は、2018年8月28日開催の各当事会社の取締役会において、株式会社ヤマダ・エスバイエルホームを存続会社とする、4社合併することについて決議し、2018年10月1日付で吸収合併いたしました。

(1) 企業結合の概要

(イ) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

企業の名	㈱ヤマダ・エス	㈱ヤマダ・ウッ	ハウジングワー	エス・バイ・エ
称	バイエルホーム	ドハウス	クス(株)	ル住工(株)
事業の内 容	住宅事業(主に パネル工法)、 リフォーム事 業、不動産賃貸 事業、その他	住宅事業(主に 在来工法)、そ の他	建築工事の請 負、設計、施工、 監理	

- (口) 企業結合日
- 2018年10月1日 (ハ)企業結合の法的形式

株式会社ヤマダ・エスバイエルホームを存続会社、株式会社ヤマダ・ウッドハウス、ハウジングワークス株式会社、エス・バイ・エル住工株式会社を消滅会社とする吸収合併方式

(二) 結合後企業の名称 株式会社ヤマダホームズ

(ホ) その他取引の概要に関する事項

技術、ノウハウを融合して当社グループの経営資源を集約し、『「スマートハウス」住宅で暮らしまるごと、あなたの未来を豊かに変えていく』をコンセプトとし、住宅事業の更なる拡大を図るとともに、経営基盤を一層強化することを目的として決定したものであります。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号)及び「企業結合会計 基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10 号)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から) 2019年3月31日まで)

(単位:百万円)

									(-1-1-2-	· 日刀円/
			株		主	資		本		
		資 :	本 剰 弁	金	利	ij 益 東	制 余 会	È		
	資本金		7 0 14	次十利 / / /		その他利	益剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	別 途積立金	繰越利益	合 計		合 計
当期首残高	71, 058	70, 977	6, 438	77, 416	312	434, 000	25, 251	459, 563	△73, 704	534, 334
当期変動額										
別途積立金の積立						1,000	△1,000	_		_
剰余金の配当							△10, 404	△10, 404		△10, 404
当期純利益							916	916		916
自己株式の取得									∆3	△3
自己株式の処分			0	0					0	0
株式交換による増加			1, 392	1, 392					5, 755	7, 147
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	_	1, 392	1, 392	_	1,000	△10, 488	△9, 488	5, 751	△2, 343
当期末残高	71, 058	70, 977	7, 831	78, 809	312	435, 000	14, 763	450, 075	△67, 952	531, 990

	評 価・	換第	差額等			
	その他有価詞評価差額	E 券 金	平 価・ ・ 額 等	換 算合 計	新株予約権	純資産合計
当期首残高		887		887	1, 153	536, 374
当期変動額						
別途積立金の積立						-
剰余金の配当						△10, 404
当期純利益						916
自己株式の取得						△3
自己株式の処分						0
株式交換による増加						7, 147
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)		∆495		△495	340	△155
当期変動額合計	4	\495		△495	340	△2, 499
当期末残高		391		391	1, 493	533, 875

⁽注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

- 1. 重要な会計方針に係る事項
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。
 - ② その他有価証券
 - 時価のあるもの
 - 時価のないもの

期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)移動平均法による原価法によっております。なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。時価法によっております。

- ③ デリバティブ 時価法に 』
- ④ たな卸資産の評価基準及び評価方法 当社は、主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に 基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産 (賃貸不動産を含む、 リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の減価 償却資産については、3年間で均等償却する方 法によっております。

建物 2年から47年

- ② 無形固定資産
 - 自社利用のソフトウェア
 - その他の無形固定資産
- ③ リース資産
- ④ 長期前払費用
- (3) 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金
 - ② 賞与引当金
 - ③ 役員賞与引当金

社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

定額法によっております。

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

定額法によっております。

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権 については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等 特定の債権については個別に回収可能性を勘案 し、回収不能見込額を計上しております。 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額

(企業員の負与文紹に備えるだめ、負与文紹見込額 のうち当事業年度の負担額を計上しております。 役員への賞与の支給に備えて、賞与支給見込額 の当事業年度負担額を計上しております。 ④ ポイント引当金

顧客に付与したポイント使用に備えるため、将 来行使されると見込まれる額を計上しておりま す。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末 における見込額に基づき、退職給付債務から年 金資産を控除した額を計上しております。

過去勤務費用は、各事業年度の発生時の従業員 の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (5年) による定額法により按分した額を発生時から費 用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従 業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ 発生の翌事業年度から費用処理することとして おります。

販売した商品の保証に関わる将来の修理費用の 支払いに備えるため、過去の修理実績に基づき 翌事業年度以降の修理費用見込額を計上してお ります。

⑥ 商品保証引当金

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

② ヘッジ手段とヘッジ対象

③ ヘッジ方針

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップについて特例処理を採用しております。

ヘッジ手段…デリバティブ取引(金利スワップ 取引)

ヘッジ対象…長期借入金

当社は、金利の相場変動リスクに晒されている 資産・負債に係るリスクをヘッジする目的のみ にデリバティブ取引を行うものとしております。 特例処理によっているため、有効性の評価を省 略しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間 発生年度から15年間で均等償却しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 退職給付に係る会計処理の方法 計算

計算書類において、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。個別貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額を退職給付引当金に計上しております。

② 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当事業年度から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

- 3. 貸借対照表に関する注記
 - (1) 有形固定資産の減価償却累計額

221,915百万円

- (2) 過年度において、電源過疎地域等企業立地促進事業費補助金の受入れにより、建 物104百万円、工具器具及び備品3百万円、計107百万円の圧縮記帳を行っておりま す。
- (3) 偶発債務

次の子会社について、仕入先及びリース会社からの債務に対し連帯保証を行ってお

ります。

対象会社	保証先	保証額
株式会社ヤマダトレーディング	仕入先	321百万円
東金属株式会社	リース会社	0百万円

(4) コミットメントライン (融資枠) 契約

運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関7社とコミットメントライン 契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次 のとおりであります。

総貸付極度額	50,000百万円
借入実行残高	一百万円
差引額	50,000百万円

- (5) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
 - 短期金銭債権

60.509百万円

② 長期金銭債権

27,218百万円

③ 短期金銭債務

8,183百万円

④ 長期金銭債務

133百万円

- 4. 損益計算書に関する注記
 - (1) 関係会社との取引高

売上高

203.711百万円

② 仕入高

13,222百万円

③ その他

4,012百万円

④ 営業取引以外の取引高

2,269百万円

(2) 抱合せ株式消滅差益

抱合せ株式消滅差益は、2018年4月1日付で当社の連結子会社でありました株式会社ナカヤマを当社に吸収合併したことに伴い計上したものであります。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	166,136千株	6千株	12,973千株	153, 169千株

- (注)自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り5千株及び株式交換による1株に満たない端数の処理に伴う自己株式の買取り1千株であります。また、自己株式の数の減少は、株式交換による減少12,972千株及び単元未満株式の買増し1千株であります。
- 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

商品評価減損金不算入額	761百万円
減損損失	7, 788
投資有価証券評価損	198
関係会社株式評価損	10, 864
貸倒引当金損金算入限度超過額	5, 053
賞与引当金損金算入限度超過額	2,004
ポイント引当金損金算入限度超過額	3, 491
退職給付引当金損金算入限度超過額	6, 980
商品保証引当金損金算入限度超過額	1,688
資産除去債務	8, 952
その他	4, 285
繰延税金資産小計	52, 069
評価性引当額	<u>△</u> 14, 441
繰延税金資産合計	37, 627
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△6, 186
合併受入資産評価差額	△741
その他	△129
繰延税金負債合計	<u></u>
繰延税金資産(負債)の純額	30, 571

- 7. 関連当事者との取引に関する注記
 - (1)子会社及び関連会社等

種 類	会社等の 名 称	所在地	資本金又 は出資金	事業の 内容 異な職業	議決権等の 所有(被所有) 割 合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	山田電機(瀋陽) 商業有限公司	中国 遼寧省 瀋陽市	手ドル 67,156	家 電・ 情報家電 等の販売	(所有) 直接 49.14 間接 50.86	資金の貸付 役員の兼任 (1人)	貸金の貸付 (注)1	-	長期貸付金(注)2	13, 849

取引条件ないし取引条件の決定方針等

- (注)1. 資金の貸付に係る利息については、当該子会社の財政状態及び市場金利を勘案 して合理的に決定しております。
 - 2. 長期貸付金に対し、1,650百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において1,039百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
 - 3. 取引金額には消費税等を含んでおりません。
 - (2) 役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の 名 称	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の 内 容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割 合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役そ者権数の 員のがのを計 ので で 職 過 自算 の が の を 計 の に の に の に の に の に の と り に り る り る り に り る り る り る り る り る り る									前払費用 (前払賃借料)	87
おいて所	株式会社	群馬県高崎市	53	不動産取引業	(被所有) 直接 8.04 当社代表取締 役会長 山田	店舗寮等の賃 貸借、不動産 の購入及び保 証金の差入	賃借料の支 払及び保証 金の差入	977	1年以内回 収予定の 差入保証金	138
有る(社会会会会社社か)	プランニング	1.4-41		31 %	昇及び近親者 が100%直接 保有の会社	役員の兼任 (4人)	(注) 1		差入保証金	2, 157

取引条件ないし取引条件の決定方針等

- (注)1. 賃借料の支払及び保証金の差入については、近隣の取引事例を参考の上、決定 しております。
 - 2. 取引金額には消費税等を含んでおりません。
- 8. 1株当たり情報に関する注記
 - (1) 1株当たり純資産額

654円57銭

(2) 1株当たり当期純利益

1円13銭

- 9. 重要な後発事象に関する注記 該当事項はありません。
- 10. 連結配当規制適用会社に関する注記 該当事項はありません。

11. その他の注記

(減損損失)

当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しました。

	かしか 資産につい いがほぼべ	2 H T O & O /Co		
場所	用途	種類		
愛知県 他	営業店舗	建物、構築物、機械及び装置、 工具器具及び備品、リース資 産、その他		
奈良県 他	転貸店舗	建物、構築物、その他		
_	その他	その他		

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として主として店舗を基本単 位とし、また転貸店舗、賃貸用資産及び遊休資産については物件単位毎にグルー ピングしております。なお、無形固定資産に含まれるのれんについては、管理会 計上の区分に従った事業を基準としてグルーピングを行っております。営業活動 から生じる損益が継続してマイナスで、資産グループの固定資産簿価を全額回収 できる可能性が低いと判断した店舗資産、遊休資産、転貸資産、賃貸用資産につ いては、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を 減損損失(8,592百万円)として特別損失に計上しました。その内訳は、「建物」 2,265百万円、「構築物」291百万円、「機械及び装置」22百万円、「工具器具及 び備品 | 531百万円、「リース資産 | 110百万円、「借地権 | 159百万円、「その他 無形固定資産 | 5,041百万円、「長期前払費用 | 110百万円、「その他投資その他 の資産」58百万円であります。なお、当該資産グループの回収可能価額は主に正 味売却価額により測定しており、固定資産税評価額等を基に評価し、のれんを除 く無形固定資産、リース資産及び長期前払費用については、正味売却価額を零と して評価していますが、無形固定資産に含まれるのれんの回収可能価額は使用価 値により測定しており、将来キャッシュ・フローを主として8.1%で割り引いて算 出しています。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

(連結子会社の吸収合併)

連結注記表の「9. その他の注記」に記載のとおりであります。